

イタリア自動車産業(ファシズム下)  
における労使関係の展開(4)

河 野 穂

本稿は、「イタリア自動車産業(ファシズム下)における労使関係の展開(1)」、「同(2)」で考察した1928年2月15日の機械・金属全国労働協約に記載のある相互扶助組織についてまず言及し、ついで1929年当初における労使関係に関するLavoro Fascistaのイデオロギーにふれ、さいごにファシズムに反対する勢力の摘発について若干の考察をすることにする。

## [ I ]

1928年の金属・機械部門の全国労働協約の前文が、

「6 労働憲章第28項にしたがい、すべての工場に、労使の折半負担になり、また労使同数の運営になる扶助金庫を設立する。

運営委員会は、使用者のあいだから選ばれた運営委員1名と、労働者組織により選ばれた代表委員1名を指名する。

それぞれの金庫は、労働者がある企業から、異なった地域もふくめて他の企業へ異動したばあいに、同労働者への扶助を継続するように、本労働協約の署名から15日以内に双方のあいだで締結される特別規定にしたがって、適切に結合される。」

としていることはすでに述べたことである。<sup>(1)</sup> この企業内相互扶助が対象としているのは疾病扶助、出産扶助などであるが、ここではまず、イタリア統一から20世紀の第I四半期における労働者の相互扶助活動、国家の関与、社会保険化などの全体のうごきのなかで、上の労働協約の規定を位置づけることからはじめよう。

1861年のイタリア統一前後から労働者の唯一の結社として存在していた相互扶助協会(società di mutuo soccorso)は、地域別・職業別、または地域別・職業混合という形をとて疾病扶助を中心にして、ある結社では出産扶助、哺乳扶助、ある結社では死亡した会員の遺族への扶助、葬式費用、家族の死亡にたいする扶助、労働災害で死亡した会員の遺族への扶助、失業会員への扶助、労働災害にあった会員への年金または継続的な扶助、永久労働不能会員への年金、老齢会員への年金、<sup>(2)</sup> 遺族年金などをカバーしていた。

イタリア資本主義の発展とともに多くの分野は漸次社会保険へすすんでいく。

たとえば全国労働災害金庫の設立は1883年のことである。この労災金庫への加入はなお任意であるが、1898年にはこれが強制保険となっている(加入者170万人、1903年の改正で320万人に)。1914年には任意保険の形で農民に拡張され、<sup>(3)</sup>17年にはこれも強制保険になっている。

廃疾・老齢扶助については1898年廃疾・老齢保障全国金庫が設立された。これはまだ任意保険であるが、「イタリア自動車産業における労使関係の展開Ⅰ」では、労働組合がこの保険への加入、企業主の負担、国家の援助金の増大を要求したことに言及している。国家は1901年、06年、07年の法改正により公機関の奨励・援助を拡大している。これとならんで06年鉄道、シチリアの硫黄鉱山、07年市外電車、12年、都市間電車の部門でこれを強制保険とし、17年には戦時動員体制にくみこまれていた補助工場の労働者に、さらに19年全労働者に<sup>(4)</sup>強制保険を拡大した。

失業補助については、1896年、ボローニヤの貯蓄金庫がさいしょの失業保険の形式を採用したのにつづいて、1905年ミラノの人道主義協会(Società Umanitaria)が援助金庫を設立、国家は1910年100,000リラの援助金を支出している。第1次大戦への参戦とともに、1915年、戦争が原因で失業している漁民にたいする救済の保障を確認し、16年、失業救済金を給付する相互扶助組織への臨時割当金を支給、17~18年には動員体制の補助工場、電気エネルギー不足で失業した労働者に強制保険とし、さらに19年に全雇用労働者に強制保険を導入<sup>(5)</sup>している。

職業病扶助の社会保険化は労災、廃疾・老齢、失業よりも遅れてファシズム下の1929年のことである。1901、03、06、09、10年と法案が提出されたが、いずれも成立にいたらなかった。1929年、鉛中毒、水銀中毒、燐中毒、二硫化炭素中毒、ベンゾール中毒、坑夫貧血を対象として職業病保険が設立され、43年にこれに2種の疾病を追加している。<sup>(6)</sup>

また結核についてもファシズム下の27~28年に結核強制保険が成立、労使同額負担により、雇用労働者とその家族の結核療養と療養施設の建設がすすめら

<sup>(7)</sup>  
れる。

社会保険の管理機関の統合もすすみ、1923年、失業保険の運営を全国社会保険金庫(Cassa Nazionale per le Assicurazioni Sociali)に付託し、27年には結核保険もこれにくわえている。この金庫の名称は33年にINPS(Istituto Nazionale Previdenza Sociale—全国社会保障公庫)と変り、35年には廃疾・老齢保険もこれにくわえている。労災保険のINAILへの集中は1933年のことで、35年には職業病保険も<sup>(8)</sup>INAILへ統一した。

このようにかつて相互扶助協会が対象としたさまざまの扶助は疾病保険をのぞいて社会保険化されたが、相互扶助協会の中心的な対象であった疾病扶助はいぜんとして相互扶助組織の形でつづけられている。

この疾病相互扶助と、強制保険化される前の失業金庫は、『イタリア自動車産業における労使関係の展開Ⅰ』が依拠した il Metallurgico, Lega Industriale, Informazione Industriale 等の資料によるかぎり金属産業においてはFIOMの支部におかれていた。そして工場内部規則の違反により科された罰金の積立をこれら労働組合支部におかれた疾病基金や失業金庫にふりむけるか否かが、不斷に労使交渉の焦点の一つであった。

たとえば1902年のミラノの鉄工争議における要求には、「罰金は疾病基金のためにつかう」という項目がふくまれており、同年に合意されたクーネオのブリキ工に関する工場内部規則も、「恣意的に、また正当な理由なしに欠勤した者には2リラの罰金を科する。この罰金は疾病手当のための金属レーガの金庫にふりむける」としている。

1906年のItala-FIOMの労働協約および08年のItalaの工場内部規則もそれぞれ「罰金は賃金から控除し、FIOMトリノ支部に設置される失業基金に払い込まれる」、「罰金はFIOMトリノ支部におかれる失業金庫にふりむけられる」と確認している。

もちろんこうした傾向に工業主も不断に反対している。たとえば「イタリア自動車産業(ファシズム下)における労使関係の展開(1)」でくわしくふれたパルティエーリ工場の工場内部規則案は、「つみたてられた罰金は、疾病にかかった労働者の家族への救助に、または社長の判断で困窮者に配分される。社長は要

求があったときは、6カ月ごとに、どのように配分されたかを説明する」と、FIOM支部におかれたり疾病金庫または失業金庫にふりむけずに、社長の恩恵として配分することを確認しようとした。しかし、労働者の抵抗で、工業主はこの案を撤回、最終的な合意は結局のところ、「罰金の積立を3カ月ごとに、FIOMの支部に設立する相互扶助基金に預託する」ことを義務づけることになってい<sup>(13)</sup>る。

また1908年、機械・自動車・鋳物部門の工業主が工場内の管理強化を意図して作成した単一工場内部規則案も、「FIOMにおかれ、罰金の積立をふりこんでいた失業金庫を承認しない。この基金は、会社の定める方式にしたがって労働者の福利にむけられる。同基金の管理を労働者に周知する」としたが、これもはげしい労使紛争を惹起し、最終的には「新旧いすれの工場内部規則なしに、慣行と地方のしきたりにしたがって仕事が再開」されたことはすでに述べたと<sup>(14)</sup>おりである。

繊維工場の工業主で、またトリノ工業家レーガの会長でもあったクラボンヌは、積立てられた罰金を労働組合支部に設立された疾病金庫、失業金庫に払いこむことに達観気味である。「罰金の積立額が労働組合の金庫にふりむけられるべきだと要求することが流行になっている。活動するための、紛争のさいの抵抗を組織するための手段、または手段の一部を、企業主から労働者組織にあたえるよう要求することになるのだから、いささか素朴な要求である。あまりにも明白なこの素朴さをかくすために、労働組合は罰金の積立額が抵抗金庫ではなく、自らのもとに設立した失業金庫か疾病金庫に払いこまれるよう要求している。」<sup>(15)</sup>

第1次大戦の末期ころには、疾病金庫、失業金庫への企業主の負担もみられる。1918年のFIOMの大会の報告によると、ピエモンテ、エミリア、トスカーナでFIOMの支部に設立された金庫の多くは労働者の分担金のみで形成されているが、ロンバルディアのほぼすべての金庫は企業主の分担金も形成要因となっている。一部は失業者にたいしてのみ、一部は疾病者にたいしてのみ給付<sup>(16)</sup>している。

1918年の自動車産業における交渉においても労働者側は「時間賃金を10

チェンテージモ引上げ、うち 1 チェンテージモを失業金庫にくみいれる」という要求をし、7 チェンテージモの引上げと、1 チェンテージモの失業金庫への払いこみが回答されている。1 チェンテージモは形式上は労働者の負担だが、実質的には会社側の負担である。自動車産業のばあい、失業金庫の運営に責任をもつ委員会が自動車工場協会、FIOM それぞれの代表で構成されている。<sup>(17)</sup>

なお 1924 年に、FIAT に企業内疾病相互扶助機関が設立された。この企業内疾病相互扶助機関運営委員の選挙では、1925 年春の時点でも、FIOM 系リストと共産党系リストが票をわけあっていている。<sup>(18)</sup>

このような企業内疾病相互扶助組織が FIAT 以外にどのくらい存在していたのかについてはデータをもっていない。

話をファシズム下にうつそう。

1929 年 4 月 9 日付 Lavoro Fascista は、この時期における疾病相互扶助組織の状況を、1,106 組織、加盟人員 682,157 人だとしている。この数字は全体としての数字だが、これより前の時期の 952 組織、515,733 人という数字については、ややブレークダウンした内容がえられる。つまり 952 組織中 2/3 の 634 が企業内疾病相互扶助組織である。加盟人員においても 2/3 がこれに属している。<sup>(19)</sup>『イタリア自動車産業における労使関係の展開 I』では FIAT 内の組織にしか言及しておらず、また同書でトレースしたかぎりではファシズム以前の金属産業において産業別・職業別相互扶助が FIOM の支部におかれていたことはすでに述べたが、この数字からみて、ファシズム期前にもある程度存在していたとみなすこともできそうである。1929 年 2 月 3 日付 Lavoro Fascista はこうのべている。

「ミラノの金属組織の内部で、扶助組織のひとつの形態が生れ、繁栄している。……企業内相互扶助がそれである。その存在は赤色労働組合運動の時代からたしかにあったが、しかしファシスト労働組合組織は、あるいはどの重要性をもつ工場で企業内相互扶助が機能していないところがないところまでこれを発展させた。」<sup>(20)</sup>

ただし、当然のことながら、ファシズム前の企業内相互扶助組織とファシズ

表1 形態別相互扶助組織・加盟人員

	組織	人
産業別・職業別相互扶助	123	136,170
企業内相互扶助	634	339,703
複式相互扶助	2	465
独立相互扶助	193	39,399
計	952	515,733

資料:Lavoro Fascista 1929.4.9,  
“Le Casse Mutue e i Sindacati”.

ム下のそれとは、形式上は断続している。この不連続を FIAT とミラノの Edison に例をとってみておくと、FIAT のばあい名称が Mutua Operai FIAT から Cassa Mutua に変更、運営委員会の多数はファシスト労働組合の代表によって構成されることになり、全労働者の加盟が義務になった。Lavoro d'Italia は、これは「疾病者と出産者への補助金の引上げを可能にした。しかも FIAT に年間 400,000 リラを支出させることにも成功した。これは社会主義者がけっして獲得することのできなかった成果である」とほこっている。

Edison の企業内相互扶助組織の再建については、1929 年 3 月 20 日付 Lavoro Fascista がつぎのようにつたえている。

「Edison 電力会社の事務所で 3 月 8 日、ベニヨッティ議員は、水道・ガス・電気労組書記の援助をうけて、500,000 リラの基金をもった Edison 従業員の旧企業内相互扶助組織の清算をおこなった。500,000 リラの基金は、各人の勤続年数にしたがって、既存の老齢扶助手帳に分割された。ベニヨッティ議員は、水道・ガス・電気労組書記に援助されて、従業員に有利で、労使同数で運営される Edison 労働者・職員のための新しい疾病金庫を設立した。」

なお第 1 表で 123 組織(加盟人員 136,170 人)と報告されている産業別・職業別疾病相互扶助組織には全国的な性格をもっている印刷労働者(1927 年設立、25,000 人、70 % の組織率)の疾病扶助および高齢者補助金庫の加盟者はふくまれていない。同 4 月 9 日付 Lavoro Fascista は主たる産業別・職業別相互扶助組織として、建設—コモ 16,000 人、パヴィーア 8,000 人、ベルガモ 7,500 人、ブレシア 6,000 人、纖維—コモ 2,800 人、ブレシア 1,700 人、木工—コモ 900 人など(23)をあげている。

疾病相互扶助組織の量的状況について Lavoro Fascista は「まったく遅れている」と評価している。同紙の評価をまとめると、締結されつつある県および全国労働協約のすべてが、相互扶助金庫設立の意志を確認しているものの、実際には、この機関は大多数のところでまだ設立されていない。労働組合組織の体系化をすすめなければならないために、相互扶助についての中央機関の討議が遅れているのである。各組織の再編がだいたいすんだ今、相互扶助金庫の問題をとりあげ、<sup>(24)</sup> 解決すべきである。

ファシストはまた疾病相互扶助組織について労使折半負担、同数運営を要求している。

「労働憲章は経済的一社会的性格の問題のすべてに詳細にたちいっている。

相互扶助金庫は、使用者、従業員の掛金をもって活動し、それぞれの代表によって運営され、コルボラツィオーネ機関によって監視されるべきである、と。これに依拠して、われわれは、掛金は労使折半であるべきこと、運営委員会における労使の代表者数は同数であるべきこと、相互扶助の運営は労働組合に付託さるべきこと、相互扶助の会長は県のコルボラツィオーネ機関(この時点では県労・使・組合間委員会)によって指名されるべきことを、<sup>(25)</sup> 要求する。」

だがこの点で企業主の側も妥協的ではない。1929年2月3日付 Lavoro Fascista は企業主の態度について要旨つきのような苦情をのべている。

ファシスト労組を社会主義者の労組から区別する方法と目的的根本的な相違にもかかわらず、工業主は企業内相互扶助へのコントロールをけっして承認しようとはしなかった。1926年に、金属労働組合は、ロンバルディア工業家コンソルツィオに、労使折半を基礎にした扶助コンソルツィオを創設する提案をおこない、規約案も提案した。労働者の提案はこの時もまた工業主のあいだで好意的にうけいれられなかつた。そして企業内相互扶助は労働者の側を基礎として機能しつづけた。さらに、ごくさいきん設立されたいくつかの企業内疾病相互扶助においても、工業主が運営評議会の代表を指名したり、あるいは労働者は単に提案権だけをもっているにすぎず、選抜権は工業主がもつという形がみられるが、「労使同数・折半の原則は絶対的でなければならない。この問題が論議の題材になったり、不同意の題材になることができるとは考えられない。」<sup>(26)</sup>

1928年2月15日の機械・金属全国協約が労使折半負担、同数運営を確認していることはすでに冒頭でみたとおりだが、Lavoro Fascista も、このことは事態が変りつつあることを示しており、近いうちに労働組合の代表、工業家Unione の代表がこの問題に対処し、コルポラツィオーネおよびファシストの基準をもって解決することが期待されるとしている。<sup>(27)</sup>

相互扶助組織に企業別と産業別・職業別のタイプがあることはすでに述べたが、このふたつのタイプに関連してファシスト労組はどのような政策をもっていたのかがもうひとつの問題である。1929年4月4日付 Lavoro Fascista においては、前者に反対ではないが、基本的には後者への傾斜をみてとることができる。同紙は要旨つぎのように述べている。

混合相互扶助や産業別・職業別相互扶助よりも、企業内相互扶助の設立をのぞむ意向がつよいと言われているが、若干の問題があるようと思われる。企業内相互扶助に反対ではなく、むしろその逆なのだが、ただ、企業内相互扶助がよく機能しうるには、企業が少なくとも100~150人を下まわらない常用労働者をもつことが必要である。さもないと相互扶助の活動はみじめなものになるか、労働者の掛け金があまりにも大きくなってしまう。

むしろ産業別・職業別相互扶助に賛成である。いまのところ、印刷労働者、ガラス労働者、その他若干の部門をのぞいて、全国相互扶助について語ろうとは思わないし、県相互扶助について語ろうとも思わず、いま、選ぶのは、特定の産業・職業活動が主として展開されている中心地ごとに設立される地方相互扶助である。<sup>(28)</sup>

ところでこの時期、疾病相互扶助を公的機関のもとに統一しようとする方針が打ちだされる。国民経済省のジョルダーニ報告がそれで疾病相互扶助の管理を労働組合からきりはなして国家のコントロール下におこうとする。ファシスト労組のテリトリーをせばめるこの方向にたいして Lavoro Fascista は反対である。彼らはどのような理屈をつけてこれに反対するのか？

Lavoro Fascista が第一に主張するのは、保険は公法上の機関をとおして遂行されるべきだということが労働憲章、首相によって確認されているが、ファシスト労組は公法上の機関に他ならないということである。

「ファシスト労働組合は国家から付託された権限をもち、体制のための使命を行使し、国家の活動を規制する現行の秩序と規定の根本的な修正を実現可能、かつ、必要とする明日の生産者の社会の建設要素たる公法上の機関と考えられるべきである。目的をこのように確認するなら、労働組合の活動と能力を制限しようとするのは馬鹿げている。……われわれは相互扶助活動が促進さるべきこと、相互扶助を規制し、規律づける十分な権利が労働組合に承認されることを要求する。」<sup>(29)</sup>

Lavoro Fascista が第二に主張するのは、労働組合は集団的労働関係法と労働憲章から任務を付託されている、つまり、協約的性格だけでなく、扶助および教育的な性格をもち、さらにモラールと技術の向上という目的をもった任務を付託されているということである。労働組合の活動が協約の締結活動、協約の各条項の適用活動に限定されるなら、労働組合は不可避的に物質的渴望と必要な満足を主たる目的にしていた社会主義者の組織の足跡に立ちもどることになってしまうだろう。そしてファシスト労働組合と社会主義者の労働組合の相違は、法律外の手段を用いるか、合法的な手段をもって行動するかだけになってしまう。

労働組合の相互扶助活動は、意識を成熟させ、より大きな社会的義務の完遂へ勤労諸階級を鍛錬し、われわれの組織に編成された大衆に連帶的、国民的精神を滲透させる可能性である。労働者・使用者が掛金を負担し、運営へも参加する企業内相互扶助、産業別・職業別相互扶助は、ふたつの階級が会合し、協働の風潮を確立する最良の分野なのである。

Dopolavoro は労働者教育、レクリエーションにおける労働組合の直接の影響をとりさり、職業教育も政府の機関に委ねられた。これで扶助の任務が労働組合からとりさらされたら、労働組合には、純粹な協約機能と経済的機能をのぞいてなにも残されないことになり、労働組合の倫理的性格の機能が空になってしまいうだろう。<sup>(30)</sup>

こうして Lavoro Fascista は、ジョルダーニ案が実施された時には労働者大衆は相互扶助の運営を改善していく途を篡奪されたと判断し、税金を払うのと同じ精神で掛金を払うことになるだろうとし、相互扶助は現状のままに維持され

るべきである。努力を集中するのは、相互扶助の改良とコントロール、また、いまなお相互扶助を欠いている部門にこれを設立すること、である。新しい保険の形態を採用するのは、せいぜい、まだ相互扶助組織を直接実現することができない条件下にある部においてだけである、と主張している。<sup>(31)</sup>

## [II]

この節では1929年初めの *Lavoro Fascista* に依拠しつつ、同紙の労使関係に関するイデオロギーの一端にふれておこう。

ファシズム研究会編『戦士の革命・生産者の国家』の第1章で、高橋進氏は、1922年から25年に至る権力安定化期のファシズム運動の内部にその「党観念」によって区別できる5つの潮流が存在した、としている。

- ① ファシズムを大衆運動として発展させ、したがってまた国家の伝統的な支配的政治階級にたいする妥協を拒否する「極端派」、「非妥協派」
- ② ロッソーニやランツィッロに代表されるサンディカリストたち
- ③ ファシズムと伝統的支配勢力との妥協の体現者である元ナショナリスト（フェデルグーニやロッコに代表される）
- ④ 既成の政治集団の構成員や支持者を獲得目標とする「国民的統合政党」派（ロッシ、ビアンキ、マリネッリなどのムッソリーニ派）
- ⑤ 「クリティカ・ファシスタ」誌に結集し、「エリートの党」への転換をめざす修正主義派（ロッカ、ボッタイ）<sup>(32)</sup>

*Lavoro Fascista* の立場は労働組合幹部を中心とする②のグループの立場を代表するものである。

### 自由主義批判

ファシズムは、当然、自由主義的労働組合運動、社会主義的労働組合運動を非難する。*Lavoro Fascista*によれば「労働組合の自由」という公式は、ファシスト組合を攻撃する際の基礎であって、「われわれは労働組合の自由を抑圧したと非難された。」だが、彼らにとって労働組合の自由というのは、実際には「労

「労働組合の競争の自由」を意味するもの、労働組合のあいだで相互に闘いあい、また国家にたいして闘う権限を意味するものでしかないという。そしてさらに実態をいえば自由主義体制においては、労働組合運動は政党の機能のなかに存在しているにすぎない。そして、その時「労働組合の自由」は階級の利益のようごに役立たず、組合員の隊列をとおして、選挙、デマ、ストライキ、サボタージュという武器をもってつねに合法の限度をこえて操作できる大衆を形成するのに役立つだけだというのである。國家の力が強い時には、国家はストライキを抑圧し、こうして階級闘争は消耗をうみだす。結局のところ「労働組合の自由」はつねにアナーキーたらざるをえず、失敗におわる。

「自由主義的な労働組合運動の全史は、労働者階級の生存権を確認するのに有效であった限度をこえたあとでは、社会的総体の内部で活動と機能を規制するのに成功しなかったことを、われわれに示している。自由主義的労働組合運動は反乱と破壊の武器であり、建設と共存の要因ではありえない」<sup>(34)</sup>  
とするのである。

### 社会主義批判

Lavoro Fascista はまた労働者階級の権力の獲得と、インターナショナリズムをつぎのように批判する。

労働組合運動はもっぱら経済的な起源をもっている。労働者階級はまずさいしょに、すでに組織化されていた資本主義が、孤立した労働者につねに拒否していたものを、数という暴力的な力をもって獲得するために団結し、組織化し、結社をつくった。だがこの運動の理論家たちは、経済的基礎だけに基づく運動が一般的な。より高い意義をもつこと、政治的運動に到達することはありえないと理解していた。こうして、資本主義がおいこんだ経済的奴隸状態から労働者を解放するいう理念とならんで、労働者階級が世界を政治的に支配するという人道的、かつ、ユートピア的考え方がうまれた。つまり労働組合運動を横取りした社会主義は、経済財の価値はもっぱら労働によってあたえられるように、そのもっとも貧しい唯物主義の観念において、生活の価値と支配の独占権も労働によってあたえられる以外にありえないと宣言した、というのである。ファ

シストの立場からすれば社会主義は、その具体的な展開において、国民という精神的存在を断固として否定し、至高の法的機構、国家を承認しないことになる。精神とか観念は、ファシストによれば、すべての社会関係をひとつの、または他の意味に分解し、<sup>(35)</sup> 体系化するための前提であり、条件なのである。

### ファシスト国家

上の社会主義への批判にみられるように、ファシズムは国民という精神的な存在、それが具体的な姿態をとった国家に最大の価値をおく。「国家は個人やグループが運動し、行動するのを許される限界を明確に示すために、すべての権限をまず自らのうちに集中する。」<sup>(36)</sup> ファシズムの理解する国家は至高の国家であり、いかなるものによっても乱されてはならず、絶対的な権威を有する。至高の国家を直接にささえ生産もしたがっておなじ至高性をもつ。生産をささえるのは生産者の団体であって、至高の生産に奉仕するという意味で、各生産者団体は絶対的に平等である。

この絶対的に平等な生産者団体の「秩序づけこそがファシズムである。」<sup>(37)</sup> それではファシズムはこの生産者団体の秩序づけをどのようにおこなおうとするのか。ファシスト体制の法律においては、諸権限の総体は生産者団体に承認されている。つまり、ひとつの産業別・職業別部門全体を代表する権限から、指名権、賦課権、議会の代表、大評議会における代表権までも生産者団体にあたえられているのである。つまり、ファシズムはすべての部門の、すべての階級の職業上の結社、団体に、直接であれ、間接であれ、国家のすべての機能に参加することをよびかけ、とりわけ、自由主義的な秩序と、社会民主主義的秩序が個人的权利の恣意に、また成果のない闘いの痙攣にまかせてしまった経済的諸関係の分野において、生産者団体に直接の特別立法機能をゆだねる。こうして労働組合に公法上の機関という性格を承認し、国家の基礎を構成する責任と機能の総体をゆだねる。Lavoro Fascistaによれば、ファシズムは眞の「近代国家」、つまり、諸階級の正義という公準が最終的に実現し、職業上の結社が公的な機構に転換し、政治形態と社会的実質のあいだの完璧な合致を実現する国家という建築物を完成しようとしているのであって、「ファシズムは、世界中で、絶対

自由主義的な大げさな雄弁なしに、みせかけの修飾語なしに、労働権をふさわしい部位、つまり憲法上の部位に具体化した唯一の体制<sup>(38)</sup>である。「この階級の正義の完全な実現(統合的立法国家)、および議会の代表原理が社会的諸機構の完全な制度に転換し、それにより国家が人民の生き生きとした母体のなかに根をふかくおろす(人民国家)ことが、<sup>(39)</sup>ファシスト コルポラツィオーネ国家の特徴的、根源的な事実である。」

Lavoro Fascista はこのコルポラツィオーネ体制がムッソリーニの創造だとする。同紙は、ファシスト労働組合運動のコルポラツィオーネ体制は、労働組合および労働組合観念のすべての先行するシステム、現行のシステムから区別され、ひたすらに、かつ、唯一 B・ムッソリーニによって考えられ、望まれ、実行されたものなのだとする。独自の労使関係の法律上、政治上、モラール上の秩序をもつコルポラツィオーネの構造、ファシスト コルポラツィオーネの機能のすべては、イタリアにおいても、イタリアの外においても、予言者も、<sup>(40)</sup>先覚者ももたなかったというのである。こうした叙述には、高橋進氏の指摘するムッソリーニを軸とした各グループ間の争いも無縁ではないかもしれない。

### コルポラツィオーネ省

これら狂熱性をおびた美辞麗句はもとよりファシストが到達しようと熱望している方向であって、コルポラツィオーネが確立しているとはファシストも考へない。「コルポラツィオーネ建設の活動が終了したと考える者は、従来、公的な事柄のすべての分野において言葉を事実にあわせてきたし、今後もまたあわせるという総統の言葉を忘れている。」労働組合の体系化も、機構、組織、法律のなかにすでに定められている諸前提の実現へむけて前進する一步に他ならない。そしてコルポラツィオーネ省はこの方向へ進行する条件をつくりだすことを任務とするのである。「産業別・職業別結社をとおして、すべての個人的エゴイズムを殺す力が発展する。コルポラツィオーネ省の任務は産業別・職業別グループがその境界から逃避するのを妨げ、結社を指導する資質をもっていない人々が国家からあたえられた権限を濫用するのを妨げることである……。コルポラツィオーネ省はコルポラツィオーネ国家のなかに同国家を構成するさまざ

まな機関の共存の風潮をつくりあげるというきわめてデリケートな任務をもつて<sup>(42)</sup>いるのである。」

だがコルポラツィオーネ省もスムーズにその影響力を發揮しているとはいえない。コルポラツィオーネ省にたいする敵意もあれば、間違った理解もある。たとえばボッタイの講演はコルポラツィオーネ省への敵意について、「官僚制、旧体制の遺産への敵対的なメンタリティーがなお完全には消えていないので、コルポラツィオーネ省について語ることはあまり歓迎されないように思われる」と指摘している。*Lavoro Fascista*によると、もともと「ファシスト革命は、ロシア革命をふくめて……他の革命とはある意味で反対である。」<sup>(43)</sup>ファシスト革命の方法は、さいしょ古い機関と新しい機関が共存し、同時に新しい機関が古い機関に替っていく状況をつくりだすというものだが、そこには当然特有の困難がある。このうごきへの抵抗がしばしば国家の織目そのものなかにもみいだされ、困難はなお完全に除去されていない。適応した機構や人間がなおいない。また1929年2月6日付*Lavoro Fascista*は「労働組合とコルポラツィオーネ」というふたつの言葉はあまりにもしばしば混乱し、当局者によってすら、前者について後者が使用され、またそれ以上におなじことを示すにある時は一方が、他の時は他方が使用されている」と指摘している。<sup>(44)</sup>

### ファシズムにとっての自由

さきにみたようにファシストは労働組合の自由を批判するのだが、他の側面では「ファシズムは自由主義のなかでもっとも自由主義的である」とも主張する。*Lavoro Fascista*にとって「自由とは根拠なしに主張されている、または否定的な権利の要求を意味するのではなく、国家から労働組合に委ねられた諸機能を遂行する能力を意味する。」つまり「ファシズムの自由は同一の産業・職業に属する者のあいだの連帶的な基礎にもとづく自由であって、それはリベラルな、かつ、民主的な可能性をも実現する。それは各産業別・職業別グループの自然の凝集力により規律づけられた自由、もはや個人的でも、原子的でも、無政府的でもなく、組合の自治の法的な承認のなかにその限度をみる有機的な自由である。<sup>(45)</sup>」<sup>(46)</sup>自由主義的な観念は個人に自由を確立したが、各結社に国家における市

民権をあたえなかった。ファシズム体制は個々の自由を規律づけつつ、自由主義政府が各結社にけっしてみとめなかつた権限をあたえた。この側面においてファシズムは自由主義のなかでもっとも自由主義的だというのである。

### ファシズムの自由と組合の自立性

Lavoro Fascista にとって自由は労働組合の自立性とわかつちがたく結びついでいるともいう。なぜなら、個々人の経済的自由が個人主義的国家の本質に属するように、「ファシストの自由」という有機的な理念が具体化される各職業の自己統治がコルポラツィオーネ国家の本質に属するからである。すでにいくたびものべているように、ファシスト。コルポラツィオーネ国家の基本的枠組は、生産者集団が職業上の利益をまもりつつ個人の権利の調節者、国民のモラール上および物質的進歩の推進者だということにある。いわば強力な国家主義の枠内における生産者団体制限主権論である。ファシストにとって主権を有する「者」は当然自主的でなければならない。コルポラツィオーネ省次官ボッタイは「<sup>(49)</sup>国家における労働組合の機能の問題は自立の問題である」と確認している。

もとより実態はかくのごとき美辞からは遠い。「党にしたがう労働組合は、経済的一労働組合的行動をまったく理解していない政治的勢力に支配されている」という批判があることを Lavoro Fascista もみとめており、同紙もファシスト党の優位を否定することはできない。だが、ファシストにとって「<sup>(50)</sup>ファシスト国家における経済的関係は政治的関係に直接関連し、従属している。<sup>(51)</sup>」そして党は政治的原理を実現し、労働組合は経済的原理を実現する。だから党一組合という2項式はこの体制の回転の鍵なのである。この考えはさらに夢想的に展開する。「一国民の一一致した見解の組織と、各産業別・職業別グループのさまざまな利益の組織、融合があまりにも完全なので、ふたつの組織の相違点を区別することが可能でない時点に到達する。党と労働組合：ふたつの言葉、唯ひとつの事柄、ひとつの同一の現象、同様の行動」。

## 〔III〕

どの体制であれ、体制の直接の維持にあたっている者には共通しているだろうが、ファシストも自らの体制を抑圧的な警察体制とは考えない。「警察国家ではないファシスト国家は、労働組合にたいして官僚主義的な侵害や、死をもたらすほどの干渉の錘りで圧迫する理由をもたない。労働組合は、体制に特別に監視されるものだと考えるのは根本的に誤っている。」<sup>(53)</sup>

ここで警察国家ではないとされているものの実際には、ファシズム体制への批判的な動きにたいする抑圧行動は迅速であったとみなしてよさそうである。

P. セッキアの“L’Azione svolta dal Partito Comunista in Italia durante il Fascismo”は1926年から31年に発生したストライキの告発件数とそれによって告発された人数を第2表のようにあげている。また G. C. ヨクトーの“La magistratura del lavoro nello stato fascista”<sup>(54)</sup>は33年から39年の告発件数を同表のようにあげている。集団的労働関係法のもとでストライキは犯罪であり、苛酷に処罰された。

ファシストはまた、ファシズムに敵対する組織を徹底的に抑圧した。特別裁判所に告訴された者21,000人、5,115の判決は総計28,116年の拘禁を言いわたした。<sup>(55)</sup>

ファシストはさらに、自己の組織内で、ファシズムの枠組から外れようとする組織も容赦なく抑えこんだ。

Lavoro Fascistaが報ずるこれらの事実を、連続稿において、できるかぎり集めていくことにするが、ここではまずファシストの路線をはずれた組合組織の

表2 ストライキの告発件数・被告発者数

(ストライキの) 告発件数		被告発者数
1926年	172件	24,186人
27	154	18,633
28	69	3,023
29	74	3,222
30	75	2,830
31	49	3,406
32	5	
33	101	
34	71	
35	70	
36	23	
37	67	
38	45	
39	22	

資料：1931年までは P.Secchia, “L’Azione Svolta dal Partito comunista in Italia durante il Fascismo 1926-1932” p. 503 Feltrinelli, 1970.  
1932年以降は G.C.Jocteau, “La magistratura del lavoro nello stato fascista, Le controversie collettive (1926~1935). A cura di A.Aguarone e M. Vernassa, “Il regime fascista”, p. 142. il Mulino, 1974.

解散からはじめよう。この例は、本稿が考察している 1929 年前後からはずれる 1926 年にみられる。同年 6 月 20 日付 *Lavoro d' Italia* の「ファシスト技術者トリエステ Sindacato の解散」という記事によると、ファシスト労働組合県コルポラツィオーネ Federazione の中央書記局は、15 日夕開催されたファシスト技術者県 Sindacato の全体集会に関して、16 日、「ポポロ・ディ・トリエステ」紙上にあらわれたコミュニケーションを検討した結果、「集会の出席者はほぼ全員の精神は労働組合の規律と適性のもっとも基礎となる方向からはみていていることを確認し、<sup>(56)</sup> ファシスト技術者県 Sindacato の解散を命じた。」

また 1926 年 7 月 7 日付 *Lavoro d' Italia* は「ミラノの職員 Unione, プレフェットにより解散」という記事で「サン。ピエトロ。アッロルトに事務局をもっていた私企業職員。店員 Unione が、プレフェットの命令により解散させられた」とつたえている。解散の理由は「この団体への加盟者多数が疑わしい政治的信念をもっていること」である。

前者が労働組合組織の上部機関による解散であるのにたいして、後者はプレフェットという公機関による解散である。

紛争がこじれてストライキにいたったケースについては、1929 年 1 月 17 日付 *Lavoro Fascista* が、アッパツィア・サン・サルヴァトーレの Monte Animata 社の紛争をつたえている。同紙によると、Monte Animata 社は、困窮している元兵士を採用するために、25 人の「裕福な労働者」(*Lavoro Fasista* の表現)を解雇した。「無法者のグループ」(同)がこれを口実にして、11 日の午後、約 300 人の労働者を労働の放棄にみちびいたといでのある。*Lavoro Fascista* が言及していないところからみて、この紛争には社会党員や共産党員は関与していないかったようで、むしろ中心になった者のなかにファシスト党員もいた。この紛争にたいしては政府と党がただちに介入、秩序を再確立、仕事が再開される一方、30 人の扇動者が確認されて逮捕、党から追放されたという。<sup>(58)</sup>

敵対組織の追及・摘発は共産党组织にたいするものが、1929 年 1 月 31 日、2 月 1 日、3 月 5 日、3 月 13 日付 *Lavoro Fascista* にみられる。

1 月 31 日、2 月 1 日付 *Lavoro Fascista* は、27 年末から 28 年初めにかけて摘発されたジェノヴァ地方の共産党组织のメンバー 30 人のうち、10 人にたいする

判決がだされたこと、第2のグループの審理が始まったことをつたえている。判決は8年15日、10年、8年6ヶ月15日、9年、4年、5年、8年、4年、<sup>(59)</sup>4年の拘禁を各被告に言いわたしている。

3月5日付 *Lavoro Fascista* のつたえるところは、スイス人 E. ホッフマイヤーが同国の共産党下院議員ヴェルティから任務をうけ、トリノ、アッビアーテグラッソ、ジェノヴァ、パヴィーアの共産党員メンバーと接触、イタリア出国直前に逮捕、その自白にもとづいて上記各地の共産党員も逮捕されて裁判が開始されたというものである。同紙によって経過をまとめると、スイス人ホッフマイヤーの仮面をはぐことからはじまって、有能な尾行と張込みによってほぼすべての被疑者の有罪を確定することができたという。エルネスト・ホニスペルガーの偽名で1926年中にたびたびイタリアに旅行をして国境警察の注意をひきつけていたホッフマイヤーが1927年10月15日、スイスからミラノに到着したことが確認され、継続的な監視下におかれ、1927年10月25日、ジェノヴァからキアッソ線で王国を出国しようとするさいに、コモで逮捕された。

ホッフマイヤーは迅問され、スイスの共産党下院議員ヴェルティから、イタリア人のエミリオ・ヴァラーノ(ギデッティと割出された)に近づく任務をうけたことを白状した。ホッフマイヤーは単なる「文書の運び屋」と信じさせようとしたが、展開した活動から、また押収された文書——すでに詳細にされた事務所を基礎として破壊組織のなかで遂行している特別の機能を付して党の構成員を概略的に再生した11枚のペーパー——から判断して、マックスとしても知られるモスクワ「コミンテルン」の1メンバーであったはずである。

ホッフマイヤーは10月15日、パヴィーアで秘密の会合に参加した。この会合にはソッティ、ブロンドの婦人、ゾッラ、その他が参加し、ゾッラは出席者にホッフマイヤーを紹介した。10月16日、ジェノヴァに出発、ソッティとともにジェノヴァに滞在したのち、クアルトに向った。プラスコ(ピエトロ・トレッソ)の家で、プラスコ本人から、バラーノ(ギデッティ)がトリノにいることを教えられた。ホッフマイヤーはトリノにおもむき、バラーノと会談することができた。S. フランチェスコ・ダ・バオラ通りにあるバラーノの家の集会(複数)に出席、この集会のひとつにおいてバラーノはさきにのべた11枚のペーパーに書か

れた情報をあたえた。バラーノの家における集会で、誰であるか割出されていない「ピアーノ」という人物を知り、彼からトリノにおける党の状況、各部門、各細胞、各党員等々についての個別の一覧表をうけとった。

ホッフマイヤーは、非合法の会合がもたれることになっていたアッビアーテグラッソにむかい、10月22日から23日の夜に再開された会合でイオンナと出会い、24日の朝トリノにもどってバラーノと会談、そのあとバラーノからえた情報をプラスコにつたえるためジェノヴァに向った。

10月26日、ジェノヴァ——キアッソ線をとおり、コモで逮捕された。

ホッフマイヤーの自白の結果、公安当局は破壊者たちの手入れをおこなうことができ、同時に非合法雑誌「スタート・オペライオ」の各号、秘密に印刷された「ユニター」、「ロシア革命の10周年にあたってイタリアの農民へ」、共産党の署名のあるイタリア労働者へのアピールなどのパンフレットを手にいれることができた。

こうして再組織化の試みは決定的に断たれた。<sup>(60)</sup>

3月13日付 Lavoro Fascista はまたトスカーナ地方の共産党員5人にたいする特別裁判所の判決と、第2グループの審理がはじまったことをつたえている。判決は、2名が5年の禁固、2名が2年の禁固、1名が7年6ヶ月である。<sup>(61)</sup>

### [注]

- (1) 河野穰『イタリア自動車産業(ファシズム下)における労使関係の展開(1)』、中央商科短期大学論集第20号、p.38、1985年3月。
- (2) 河野穰『イタリアの危機と労資関係』p.21、新評論、1976。
- (3) 戸塚秀夫、徳永重良編『現代労働問題』p.420、有斐閣、1977。
- (4) Ibid., pp.420~421.
- 河野穰『イタリア自動車産業における労使関係の展開I』p.88、第一書林、1985。
- (5) 戸塚・徳永編、前掲(3)p.421。
- (6) Ibid., p.435。
- (7) Ibid., p.435。
- (8) Ibid., pp.435~436。
- (9) 河野穰『イタリア自動車産業における労使関係の展開I』p.53、第一書林、1985。
- (10) Ibid., p.55.

- (11) Ibid., p. 114.
- (12) Ibid., p. 162.
- (13) 河野穰, 前掲(1)p. 34, および前掲(9)p. 64.
- (14) 河野穰, 前掲(9)pp. 160, 164.
- (15) Ibid., pp. 155～156.
- (16) Ibid., p. 282.
- (17) Ibid., pp. 270～271.
- (18) Ibid., p. 381.
- (19) Lavoro Fascista, 1929. 4. 9, “Le Casse Mutue e i Sindacati”.
- (20) Lavoro Fascista, 1929. 2. 3, “Lo sviluppo mutualistico nell'organizzazione metallurgica milanese”.
- (21) Il Lavoro d' Italia, 1926. 7. 15, “Lo sviluppo della Corporazione metallurgica a Torino”.
- (22) Lavoro Fascista, 1929. 3. 20, “La Mutua interna della Eison ricostituita a Milano”.
- (23) Lavoro Fascista, 前掲(19).
- (24) Lavoro Fascista, 1929. 4. 4, “La Mutualita e la Previdenza nell'economia corporativa”.
- (25) Ibid.
- (26) Lavoro Fasista, 前掲(20).
- (27) Ibid.

1929年2月23日付 Lavoro Fascista は、ロンバルディア機械・金属工業家コンソルツィオの事務所で企業内疾病相互扶助組織の新しい規約を作成するための交渉が開始されたとつたえている。

予備交渉において工業主側はコンソルツィオの編纂した規約草案をよみあげ、労働組合の代表も一般的な基準を明らかにした。組合側が一般的な基準としているのは、会社嘱託医による管理を療養扶助に転換する、医薬の無料支給、病休期間と疾病手当の支給期間、従業員が少数であるために企業内相互扶助の形成が適当でない小工場の労働者が加盟できる県産業別金庫を設立する、この産業別金庫は、県内の20,000～30,000人の労働者をあつめ、疾病的危険に保証をすることができる。また医療－薬剤扶助、治療および回復の場としての相互扶助金庫とともに組織されうるすべての扶助の形態を研究し、実行する任務をもつ県レベルの機関を設立する、などである。

工業主の側は、すべての提案を検討し、つぎの会合で考えを明らかにすることを約束した。

労働組合が交渉の基礎にする規約案を示し、また交渉に参加する労働者代表と企業内相互扶助組織の代表を指名するために、ちかく企業内相互扶助組織の指導者たちの会合が開催されるだろう(*Lavoro Fascista* 1929. 2. 23, “Le trattativa per il nuovo ordinamento delle Mutue Interne di Officina”). 合意に達するのはなお後のことである。

- (28) *Lavoro Fascista*, 前掲(24).
- (29) *Ibid.*
- (30) *Lavoro Fascista*, 1929. 4. 3, “Associazioni sindacali e Casse Mutue”および*Lavoro Fascista* 前掲(19).
- (31) *Lavoro Fascista*, 前掲(19).
- (32) ファシズム研究会編『戦士の革命・生産者の国家』, pp. 33～36, 太陽出版, 1985.
- (33) *Lavoro Fascista*, 1929. 1. 26, “La libertà dei Sindacati” scritto da Gherardo Casini.
- (34) *Ibid.*
- (35) *Lavoro Fascista*, 1929. 2. 6, “sindacalismo e Corporativismo” scritto da Corrado Petrone および*Lavoro Fascista*, 1929. 2. 23, “Sindacalismo mussoliniano” scritto da Nazzareno Mezzetti.
- (36) *Lavoro Fascista*, 前掲(33).
- (37) *Lavoro Fascista*, 1929. 1. 24, “La vita dei Sindacati nell Stato è un problema d' autonomia, afferma S. E. Bottai in un discorso a Milano”.
- (38) *Lavoro Fascista*, 1929. 1. 24, “Partito e Sindacati”, *Lavoro Fascista*, 前掲(33), および*Lavoro Fascista*, 1929. 2. 6, “Le guarentigie costituzionali del lavoro” scritto da Carlo Costamagna.
- (39) *Lavoro Fascista*, 1929. 2. 6, “Le guarentigie costituzionali del lavoro”.
- (40) *Lavoro Fascista*, 1929. 2. 23, “Sindacalismo mussoliniano”.
- (41) *Ibid.*
- (42) *Lavoro Fascista*, 前掲(37).
- (43) *Ibid.*
- (44) *Ibid.*
- (45) *Lavoro Fascista*, *Lavoro Fascista*, 1929. 2. 6, “Sindacalismo e Corporativismo”.
- (46) *Lavoro Fascista*, 前掲(37)
- (47) *Lavoro Fascista*, 前掲(33).
- (48) *Lavoro Fascista*, 1929. 1. 24, “Partito e Sindacati”.
- (49) *Lavoro Fascista*, 前掲(37).
- (50) *Lavoro Fascista*, 前掲(48).

- (51) Lavoro Fascista, 前掲(40).
- (52) Lavoro Fascista, 前掲(48).
- (53) Lavoro Fascista, 前掲(33).
- (54) P. Secchia, “L’Azione svolta dal Partito comunista in Italia durante il Fascismo 1926-1932”, p. 503. Feltrinelli, 1970. および G. C. Jocreau, “La magistratura del Lavoro nello stato fascista, Le controversie collettive(1926-1935), A cura di A. Aquarone e M. Vernassa, “Il regime fascista” p. 142. il Mulino, 1974.
- (55) a cura di comitato Promotore, “Fascismo e antifascismo”, p. 262, Feltrinelli, 1962.
- (56) Il Lavoro d’ Italia, 1926. 6. 20, “Attività sindacale nelle Province, Scioglimento del Sindacato Triestino Ingegneri Fascisti”.
- (57) Il Lavoro d’ Italia, 1926. 7. 7, “Attività sindacale nelle Province, L’Unione Impiegati di Milano sciolta dal Prefetto”.
- (58) Lavoro Fascista, 1929. 1. 17, “L’arresto di trenta individui per reato di sciopero prontamente represse”.
- (59) Lavoro Fascista, 1929. 1. 31, “Gli organizzatori sovversivi genovesi al Tribunale speciale”, および 1929. 2. 1, “L’organizzazione comunista genovese dinanzi al tribunale special”.
- (60) Lavoro Fascista, 1929. 3. 5, “Organizzatori di cellule comuniste giudicati dal Tribunale Speciale”.
- (61) Lavoro Fascista, 1929. 3. 13, “Al Tribunale speciale, Condanne di comunisti toscani”.